

# 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員公務災害等補償条例

平成27年2月20日条例第39号

## (趣旨)

第1条 職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関しては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 法第2条第1項第1号に掲げる職員をいう。
- (2) 通勤 法第2条第2項に規定する通勤をいう。
- (3) 平均給与額 法第2条第4項に規定する平均給与額をいう。ただし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成27年条例第17号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る平均給与額にあつては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和62年自治省令第31号）に規定する平均給与額をいう。

## (実施機関)

第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、法により公務上の災害若しくは通勤による災害の認定を受けた職員又はその職員の遺族に対し、その請求によりこの条例による補償を行うものとする。

- (1) 執行機関たる委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員 管理者
- (2) その他の職員 任命権者

## (療養補償)

第4条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、

若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。ただし、補償を受けるべき者が、同一の事由につき、法第26条及び法第27条の規定により補償を受ける場合においては、その補償の限度において、この条例による療養補償を行わない。

(休業補償)

第5条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、その勤務することができない期間につき、平均給与額に相当する金額を休業補償として支給する。ただし、法第28条ただし書に規定する場合には、その該当する期間については、休業補償は、行わない。

2 前項により休業補償を受ける職員が法第28条の規定による休業補償及び法第47条の規定により休業補償に相当する給付を受ける場合は、当該休業補償の額(法附則第8条第2項の規定に基づき休業補償を受ける場合にあっては、同条同項の規定の適用がないものとして法第28条の規定により算定した休業補償の額)及び給付の額の合計額を減額して前項の休業補償を支給する。

(傷病補償年金)

第6条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、その状態が継続している期間、1年につき平均給与額に365を乗じて得た額に相当する金額を傷病補償年金として支給する。

(1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと

(2) 当該負傷又は疾病による傷病の程度が、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第2に掲げる第1級から第3級までの等級に該当すること

2 前項により傷病補償年金を受ける職員が法第28条の2の規定による傷病補

償年金及び法第47条の規定により傷病補償年金に相当する給付を受ける場合は、当該傷病補償年金の額（法附則第8条第1項の規定に基づき傷病補償年金を受ける場合にあっては、同条同項の規定の適用がないものとして、法第28条の2の規定により算定した傷病補償年金の額）及び給付の額の合計額を減額して前項の傷病補償年金を支給する。

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

（傷病補償年金の支給期間）

第7条 傷病補償年金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

（休業補償及び傷病補償年金の制限）

第8条 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷若しくは疾病、通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務上の負傷若しくは疾病、通勤による負傷若しくは疾病の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に係る休業補償又は傷病補償年金の支給はその全部又は一部を行わないことができる。

（派遣先の機関等による補償との調整）

第9条 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し、この条例の規定による補償を行う場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由につき当該災害に対する補償を受けたときは、組合は、その価額の限度において補償を行わない。

（損害賠償との調整等）

第10条 組合が国家賠償法（昭和22年法律第125号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、この条例による補償を行ったときは、同一の事由については、組合は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償

法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

第11条 組合は、補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合に補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

(補償を受ける権利)

第12条 職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

(受給権の行使期間)

第13条 この条例による補償を受ける権利は、2年(遺族補償については、5年)以内に行使しなければならない。

(平均給与額の額の改定)

第14条 平均給与額が衡平を欠く場合においては、実施機関は、管理者と協議して別に定めることができる。

(施行の細目)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。